

議案第7号

江別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

江別市長 後藤 好人

江別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(江別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 江別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「における」と、「」の次に「第2項及び」を、「職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」との次に「、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

(江別市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 江別市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。